

# 令和5年度 奈良県立ろう学校中学部 生徒心得

★生徒心得は生徒総会で合意のもと、施行する。

## 第1章 生徒心得について

- ・ 中学部の生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長、発達していくための行動の指針として生徒心得を設ける。
- ・ 中学部の生徒一人一人が個性的な存在として尊重され、学級で安全かつ安心して教育を受けることができるための指針として生徒心得を設ける。

## 第2章 学校生活について

### 第1条 服装について

- (1) 制服には校章をつけること。
- (2) 夏用の制服としてカッターシャツ、ポロシャツ（白色無地・胸部のワンポイント可）を着用すること。
- (3) 冬用の制服として規定の制服を着用し、セーラー服はリボンを着用すること。
- (4) 衣替えの時期、移行期間は設けず、家庭および生徒の判断に委ねる。
- (5) スカートの丈は膝にかかる程度とする。
- (6) フード付衣類等の着用は禁止する。カーディガン、セーター、ベストは認める。色は、白や紺、黒、グレー、ベージュ、ワイン色、深緑といった派手でない色とする。
- (7) 普通の学校生活において靴下の色等は特に指定しない。但し、式典時や職場体験、学校見学などにおいては黒、紺、白の靴下を着用し公の場としてふさわしい服装で臨むこととする。
- (8) ストッキングまたはタイツの色はベージュ、茶色、黒に限定する。
- (9) マフラーやコート、その他の服飾品は、派手でないものを着用すること。
- (10) ジャンパーやコート等の上着は登下校のみ着用し、学校内では原則脱ぐこと。
- (11) 授業中は制服を着用すること。ただし授業により特別な指示がある場合はそれに従うこと。

### 第2条 髪型について

パーマ、毛染め、脱色、極端な段差のある髪型や派手な髪型などを禁止とする。清潔感のある中学生らしい髪型とする。また、髪が肩より長い場合は結ぶこと。

## 第3条 部活動について

- (1) 運動部もしくは運動部文化部の両方に必ず所属すること。
- (2) 練習時間は次の通りとする。  
通常授業 15時50分～17時  
短縮期間 13時50分～15時15分 \*下校バスに乗車できる時間で終了
- (3) 朝練習については、各部の自主性に任せる。

## 第4条 登下校について

- (1) 部活動終了後は直ちにスクールバス、または規定の通学方法で帰宅する。
- (2) 遅刻してきた場合は教室へ行く前に中学部職員室に立ち寄り貴重品等を預ける。
- (3) 自宅から最寄り駅については自転車で通学することを可能とする。ヘルメットの着用については努力義務とし着用を推奨する。直接学校へ自転車で通学することは認めない。

## 第5条 その他

- (1) 通学用かばん、通学用、学内用の靴は自由とする。
- (2) 必要ないもの（マンガやゲーム等）は学校に持ってこないこと。
- (3) 口紅、香水、マニキュア、ネイル等の化粧品は禁止。リップクリーム等は無色透明、無臭なものを使用すること。
- (4) ピアス（耳に穴をあけるのも禁止）、ネックレス、ブレスレット、指輪等の装飾品は禁止。
- (5) 不必要な金品は学校に持ってこない。やむを得ず持参した時は、担任に預けること。
- (6) 登下校時の買い食いは認めない。校内でお菓子やガムなどを食べることも禁止。
- (7) 携帯電話及びスマートフォンの使用は原則禁止。但し、携帯電話の所持申請・誓約書を学校に提出した場合のみ持つてくることのできる。また、携帯電話及びスマートフォンは、朝の会で担任の先生に預け下校時に返却してもらう。遅刻の場合は第4条(2)の通りとする。やむを得ず校内で使用しなければならないときは、その理由を説明し担任の許可の下、職員室前で使用し使用後は再度預けること。

以上について、中学部の生徒としてふさわしくない行為があった場合は生徒会役員がその都度注意する。